

○厚生労働省告示第二百二十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十六条第二項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する自主解散型加算金利率（平成二十六年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年五月九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する自主解散型加算金利率は、次の表の上欄に掲げる同法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金が同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をした年度に於て、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。</p> <p>(略)</p> <p>平成三十九年度</p> <p>年〇・〇三パーセント</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する自主解散型加算金利率は、次の表の上欄に掲げる同法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金が同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をした年度に於て、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>